

官報

昭和五十五年三月二十八日

第九十一回 衆議院會議録 第十四号

昭和五十五年三月二十八日(金曜日)

議事日程 第十一号

正午開議

第一 犯罪被害者等給付金支給法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 犯罪被害者等給付金支給法案(内閣提出)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)及び電源開発促進税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時十四分開議
○議長(瀧尾弘吉君) これより会議を開きます。

日程第一 犯罪被害者等給付金支給法案(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第一、犯罪被害者等給付金支給法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長塩谷一夫君。

犯罪被害者等給付金支給法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔塩谷一夫君登壇〕

○塩谷一夫君 ただいま議題となりました犯罪被害者等給付金支給法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、いわゆる通り魔殺人や極左暴力集団による無差別爆破事件等の犯罪が発生した場合に、その被害者等は実質的にほとんど救済されず、泣き寝入りの状態に放置されることとなる現状に、泣き寝入り、人の生命または身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族または重障害を受けた者に対し、国が犯罪被害者等給付金を支給しようとするもので、その概要は次のとおりであります。

第一に、犯罪被害者等給付金は、人の生命または身体を害する罪に当たる故意の行為による死亡または重障害を受けた者があるときに、その被害

者または遺族に対して支給することとしております。

第二に、給付金は、一時金とし、その種類は、遺族給付金及び障害給付金としております。

第三に、犯罪被害の発生につき被害者にも責めに帰すべき行為があった場合等は、給付金の全部または一部を支給しないこととしております。

第四に、給付金の額は、政令で定めるところにより算定する給付基礎額に、遺族給付金にあっては遺族の生計維持の状況を勘案し、障害給付金にあっては障害の程度を基準として定める倍率を乗じて得た額としております。

第五に、給付金の支給を受ける権利の裁定は、都道府県公安委員会が行うこととしております。

最後に、この法律は昭和五十六年一月一日から施行することとしております。

本案は、二月十九日当委員会に付託され、同日後藤田内務大臣から提案理由の説明を聴取し、三月二十六日には法務委員会との連合審査会を開くなど、慎重に審査を行いました。

昨二十七日、質疑を終了いたしましたところ、日本共産党・革新共同から修正案が提出され、安藤巖君からその趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論の申し出もなく、直ちに採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しては、給付金の額の改善等についての附帯決議を付することいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたしました。

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)及び電源開発促進税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(瀧尾弘吉君) この際、内閣提出、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案及び電源開発促進税法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。通商産業大臣佐々木義武君。

〔国務大臣佐々木義武君登壇〕
○国務大臣(佐々木義武君) 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

エネルギーは、申すまでもなく、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に欠くことのできない要素であります。特に、エネルギー供給の大宗を石油に依存し、かつ、石油のほぼ全量を海外からの輸入に依存せざるを得ないのが現状にとりまして、エネルギーの安定的な供給を確保すること、

は、国の将来を左右する最重要政策課題であります。

しかし、最近の石油をめぐる国際情勢は、一段と不安定化の様相を強めており、中長期的にも、世界の石油供給はますます逼迫するものと見られますが、わが国のエネルギー事情もそれに応じて、今後、ますます厳しさを増すものと思われ

ます。

かかる情勢下において、主要先進国中、最も石油依存度が高く、きわめて脆弱なエネルギー供給構造を有するわが国といたしましては、省エネルギーの推進、石油の安定供給の確保に万全を期するとともに、石油代替エネルギーの開発及び導入を強力に推進し、石油依存度の低下を図ることが、エネルギーセキュリティを確保し、あわせてわが国に課せられた国際的責務を果たす上で、喫緊の課題となっております。

かかる状況にかんがみ、昭和五十五年度を石油代替エネルギー元年と位置づけ、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するための体制を確立することといたしました。

この一環として、石油代替エネルギーの供給目

昭和五十五年三月二十八日 衆議院會議録第十四号

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案について(佐々木通商産業大臣の趣旨説明) 電源開発促進税法の一部を改正する法律案について(石下大蔵大臣の趣旨説明) 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案外一案の趣旨説明(河津利久君の質疑)

九六八

標及び事業者に対する導入指針を策定し、あわせて石油代替エネルギーの開発のための推進母体として新エネルギー総合開発機構を設立するなど、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることを内容としたし、この法律案を提出した次第でございます。

次に、この法律案の概要について御説明いたします。

第一は、石油代替エネルギーの供給目標の策定についてであります。

通商産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、開発及び導入を行うべき石油代替エネルギーに関する供給目標を閣議決定を経て定め、公表するものとしております。

第二は、石油代替エネルギーの導入指針の策定についてであります。

通商産業大臣は、工場または事業場における石油代替エネルギーの導入を促進するため、石油代替エネルギーの供給の状況、石油代替エネルギーに係る技術水準等の事情を勘案して導入すべき石油代替エネルギーの種類及び導入の方法に関し、事業者に対する指針を定めることとしていたしております。さらに、この導入指針に定める事項については、通商産業大臣及び当該工場に係る事業所管大臣は、必要に応じ、事業所に対し指導及び助言を行うこととしております。

第三は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進を図るために必要な財政上の措置等についてであります。

政府は、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するため、必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるとともに、広報活動等により国民の理解と協力を求めるよう努めることとしていたしております。さらに、試験研究を行う者に対し、国有の試験研究施設を時価よりも低い代価で使用させる等、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に資する科学技術の振興を図るための措置を講ずることとしております。

第四は、新エネルギー総合開発機構についてであります。

新エネルギー総合開発機構は、本法に基づき、石油代替エネルギーの開発を推進するための中核的機関として設立される特殊法人であります。

この機構は、官民の能力を結集して、石油代替エネルギーに関する技術の開発、地熱資源及び海外炭資源の開発に対する助成、その他石油代替エネルギーの開発等の促進のために必要な業務を総合的に行うものであります。

なお、この機構の設立に伴い、石炭鉱業合理化事業団は解散いたしますが、現在、同事業団が行っている石炭鉱業の合理化及び安定のための業務はすべて遺漏なきよう、機構が承継することとしており、本法案におきましてはそのための所要の規定を置くこととしていたしております。

以上がこの法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(滝尾弘吉君) 大蔵大臣竹下登君。

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 電源開発促進税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

石油依存度がきわめて高いわが国においてエネルギーの安定供給を確保するためには、石油代替エネルギーの開発及び導入を図ることが緊急な課題であります。このため、各種の施策を総合的かつ計画的に講じていくことが必要であります。その円滑な推進を期するには、これに要する資金を長期にわたって安定的に確保していくことが不可欠であります。

政府としては、その具体的方策の一環として、石油代替エネルギーの発電のための利用促進に要する費用については、これによる受益関係等を考慮して、電源開発促進税をもって充てることとしたしました。

このような観点から、ここにこの法律案を提出した次第であります。その内容は次の二点であります。

その第一は、電源開発促進税を石油代替エネルギーの発電のための利用促進に要する費用にも充て得るように、その課税目的を拡充した点であります。

第二は、その税率を、千キロワット時につき現行の八十五円から三百円に引き上げることとしたこととあります。

以上、電源開発促進税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)及び電源開発促進税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(滝尾弘吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。河津利久君。

〔河津利久君登壇〕

○河津利久君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案に対し、わが国の今後とるべきエネルギー政策の基本的な趣旨に照らして、わが党はかねてより、中長期の観点に立ったわが国エネルギー政策の中で、いわゆる石炭の多面的利用の拡大とソフト自然エネルギーの開発が中心的な役割を担わねばならない、長期的には、恐らくエネルギー供給の三分の二前後は、これらの分野での開発にゆだねられることもあり得るという前提で、長期ビジョンの検討を行うべしと主張してきたのであります。さらに、これらの分野は、現在の市場メカニズムのもとでの開発体制では不十分であり、総合的な開発体制を公的部門で設置して、それを核として民間部門の投資を誘導すべきことを主張し、新エネルギー開発公社の設立を提案してまいりました。

今回提案されました石油代替エネルギーの開発及び導入促進法案は、部分的ではありましても、わが党の主張に沿った側面のあることを評価するにやぶさかではありません。しかし、他方、今日のエネルギー事情を勘案するならば、現在実行すべき政府の政策としては、幾つかの点で問題があり、かなりの点で不十分きまるといふことを指摘

摘せざるを得ないのであります。

まず第一に、政府は、この法律により、石油代替エネルギーの供給について、その目標量などを決定すべきことを定めておるわけであり、わが国には、その前提となるエネルギー全体の需給の計画というものがありません。さらに、代替エネルギーの開発に劣らず重要なことである、今後のエネルギー政策における車の両輪となるべき省エネルギーについても、国の目標あるいは計画と云うべきものが制度的にはないものであります。ただ、通産大臣の付属機関としての総合エネルギー調査会が、これらについて通産大臣に意見を述べているにすぎないのであります。

このように、わが国のエネルギー政策は、その基本となるべき需給の目標、見直しについてさえ制度的に不整合であり、ばらばらであるといつても言い過ぎでない現状にあります。これでは中長期の展望に立った国の総合的な施策などは望むべくもありません。

政府は、このような政策の基本的枠組みについての現行制度の欠陥を率直に認めて、その見直しを行う用意があり、まずこれは総理の所見を明らかにされたいのであります。(拍手)

総理、資源の乏しいわが国のエネルギー政策で最も重要な課題は、長期展望、長期戦略を確立することとあります。これが中短期の施策の中で計画的に総合的に推進されることが求められているのであります。この最も重要な部分が、しかも一貫して欠けていたことへの反省が必要だと思ひます。

いずれの国かは問わず、本来エネルギー政策は国内資源の開発利用を最優先すべきものであるにかかわらず、わが国はひとときの経済性を重んじて貴重な国内資源の開発を放棄してまいりました。長期展望なき戦後政治の無策が、今日、高価なツケを国民に押しつけているように思えるのであります。安易な海外依存を基調とするのではなく、困難はあってもエネルギーにおける海外依存からの脱出、エネルギー自立への道を長期の基本姿勢として確立すべきであり、そのためには、ソフト自然エネルギーの開発が果たす重要な役割

りと位置づけをより鮮明にすべきであると考え
るのであります。総理の所見をたすところであ
ります。(拍手)

きのうの新聞報道にもありましたように、東北
大学電気通信研究所が、光を電気に変える太陽電
池用シリコンの製造技術を開発いたしました。原
子力発電などよりはるかに低コストで大量生産可
能なこの太陽電池発電が、無尽蔵かつクリーンな
太陽エネルギー時代への道を切り開くものとして
世界の注視を集めようとしているのであります。
これらのすぐれた研究開発に惜しみなき援助を行
政の障壁を乗り越えて機動的に行い、これを政策
化していくことが国の責任であり、この法の趣旨
でなくてはならないと思ひます。通産大臣の所見
をたすのであります。

次に、石油代替エネルギー、特にソフト自然エ
ネルギーの開発と利用のあり方について触れたい
と思ひます。

水力、地熱、太陽熱等、これらは石炭の利用拡
大とともに、今後研究開発の強化と利用の拡大を
精力的に進めるべき分野であります。さらには波
力などの海洋エネルギー、風力などについても重
要な課題であり、ごみ発電などの廃棄物利用につ
きましても多くの可能性が指摘されております。

同時に、エネルギー消費の面からも今日までの実
態を見直して、あらゆる用途を石油燃料や電力に
依存しようとしてきたこれまでの方向を改め、用
途に応じてエネルギー源を選択する。つまりエネ
ルギー利用における適材適所です。熱で済むもの
は熱を使い、低い温度で済むものは低温のエネル
ギー源を活用するなど、消費実態に見合った供給
を考へる必要があるものであります。創意と工夫に
よってエネルギー利用の質的改善が図られること
でエネルギー源の多目的利用を促し、これが本格
的な省エネルギーにつながることも多くの識者が
指摘しているところであります。

本法案においても、当然これらの分野が適切に
位置づけられなくてはならないはずでありますけ
れども、それがありません。

さらにまた、いわゆるローカルエネルギーの問
題も重要であります。再生可能なエネルギーの分

野では、大規模開発よりも地域的な小規模開発が
適しているというふうな言われ、また家庭廃棄物
のごみ焼却発電も、ヨーロッパの都市の二〇％が
すでに採用し、わが国でも全国で八十九万キロワ
ット、一千万人分の家庭電力を賄い得ると言わ
れ、神奈川県、東京都など一部自治体での取り組み
すでに進んでおるのであります。代替エネルギー、
省エネルギーともにこれらの政策を推進する上で
地方自治体の役割りはきわめて大きく、その積極
的な対応が期待されているときでもあります。

しかし、いわゆるローカルエネルギーと国の政
策との関連について本法案は全く不明確であり、
新設を予定している新エネルギー総合開発機構の
中においても何らの制度づけもされておらないの
であります。

これを要するに、本政府案は、主としてこれま
で通産省が手がけてきた分野に限られて、農水、
建設、自治、運輸、科学技術庁など、他省庁が手
がけている利用分野や開発との密接かつ有機的な
関連が全く見られないのであります。いわゆる今
日のエネルギー政策のばらばらな縦割り行政がそ
のまま引き継がれているというのが本法案の特徴
であります。省エネルギー法もしかりであります
けれども、本法案の骨組みは、またこうして著し
く施策の総合性を欠いたものとなっているのであ
ります。事エネルギーの問題は一通産省の問題で
はありますまい。この欠陥は改めなくてはならな
い。日本に不足しているのはエネルギーだけじゃ
なくて、総理大臣のリーダーシップだと言われ
る際でもありますから、これは見直しの用意あ
りや否や、総理の率直な所見を求めるものであ
ります。

次に、通産大臣に新機構の具体的業務について
お尋ねをいたしておきます。

新エネルギー総合開発機構は、地熱、太陽熱、
石炭液化等の研究開発を行うとされております
が、これらの分野の既存の国の研究機関との関
連、民間研究部門との関連、これをどう位置づけ
るか明らかではありません。明らかにすべきであ
ります。単なる研究の調整機能であるならば、国の
政策としては不十分、また、本格的な研究の実施

機関とするなら既存組織との整理統合が検討され
なくてはなりません。また、他省庁の所轄機関と
の関係はどうなるのか、これも不明確、これらは
新機構の基本的性格にかかわる問題でありますの
で、明らかにしたいのであります。

さらに、波力などの海洋エネルギーあるいは風
力利用、バイオマスや廃棄物利用によるエネル
ギー化などの分野が新機構の業務からは欠落して
いる理由、これは明らかに示していただきたい点
であります。

さらに、海外石炭開発に調査、資金等の業務が
織り込まれておりますけれども、開発輸入体制と
はどういう関係に立つのか、石炭液化等の国際協
力、国際プロジェクト等との関係についても明確
にすべきであります。

さらにまた、新エネルギー開発部門は、先進国
のみならず発展途上国との協力、共同事業が最も
望まれている分野であります。日本は積極的な
役割りを担うべき立場にあります。国際的的人的交
流や共同事業化等について積極的な措置を講ずべ
きであると考えます。政府案はこの分野において
も何ら具体的規定がなく、資源が欲しいだけの理
由で海外開発を促進するといふ批判を招きかねな
い内容であります。政府の対応策を具体的に示さ
れたのであります。

さて、この法案と関連をして石油の需給動向に
ついてお尋ねをいたしておきます。

去年の東京サミット以降、わが国は昭和六十
年、一九八五年、一日当たり六百三十万バレルの
輸入を上限として位置づけられておりますが、今日の
情勢においてはそれを下方修正せざるを得ない情
勢にあることはだれの目にも明らかであります。

それだけ代替エネルギー開発の促進と国の予算の
確保の重要性が増大しているわけであり、政府は
政府は石油輸入の目標値の見直しを行う用意があ
るか、この点を明らかにしていただきたいと思
うのであります。

ことを明らかにしておきたいと思ひます。
総理大臣並びに通産大臣にお尋ねを集めました
が、ぜひひとつよくわかる答弁を願ひますよう
に要望いたしました。私の質問を終わります。
(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳答へ〕

○内閣総理大臣(大平正芳) 沢沢さんの最初の
御質問は、エネルギー需給の目標値について、中長
期にわたるものでなければならぬし、全エネル
ギーにわたるものでもなければならぬし、また、
省エネ等の実績を踏まえた上で、実効性ある
ものを追求しなければならぬ、いまの体制でそ
れが可能かというふうな意味のお尋ねでございま
した。

今日まで政府は、総合エネルギー対策推進関係
会議におきまして、総合エネルギー調査会の審
議、御答申などを参考にいたしながら、エネル
ギー政策全体の整合性がとれて、かつ実効性がある
目標を定めて、その推進に当たってまいりました次
第でございまして、今回この法案におきまして示
しておりますとおり、通産大臣が、総合的なエ
ネルギー供給の確保の見地から、開発及び導入を
行うべき石油代替エネルギーに関する供給目標を
閣議で決める、そしてこれを公表するということ
にいたしましたわけでございまして、沢沢さんの御指
摘のように、中長期にわたった展望を持つもので
あり、総合性を持つものであり、実効性を持つも
のでありますように、政府としても最善の努力を傾け
てまいりたいと思ひます。

第二の御質問は、機構にわたるものでございま
して、今日、この重要なエネルギー対策に対応す
るには、従来の市場メカニズムだけに頼ることでは
いけない。社会党においても従来主張しておっ
たけれども、これに対応して政府はどう考えてお
るか、この提案でもって足れりとするかという
意味の御質問でございました。

今度、政府は、新エネルギー総合開発機構とい
うものをつくりまして、これは、いわば第三セク
ターとも申すべきものでございまして、政府と、
それから民間の持つ技術、活力を吸収いたしまし
て、このエネルギー政策の推進に対応しようとい

昭和五十五年三月二十八日 衆議院會議録第十四号

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案外一案の趣旨説明に対する森田景一君の質疑 石油代替エ

九七〇

うことでございまして、この機構が今日の状況に
こたえて有効に機能できますよう、人事の配置、
機構の整備等については十分配慮してまいりつ
りでございます。

それから第三の問題は、政策について、代替エ
ネルギーとしてソフトエネルギーに重点を置かな
ければならぬじゃないか、輸入政策、省エネ政策
も大事であるけれども、代替ソフトエネルギーと
いうものに力点を置かなければならぬのではない
かという趣旨の御質問でございました。

私も全く同感に存するわけでございまして、以
上のような目標、以上のような対応した体制を整
えながら、仰せのような課題に政府といたしまし
ては積極的に対応して、成果を上げなければなら
ぬと考えております。(拍手)

〔国務大臣佐々木義武君登壇〕

○国務大臣(佐々木義武君) 私に対する質問の第
一は、石油代替エネルギー開発における新機構
と、民間機関あるいは他省庁所管機関との関係は
どうかという点でございまして、

新エネルギー総合開発機構は、石油代替エネ
ルギーに関する資源開発及び技術開発を強力に進め
ることが本旨でございまして、そうでございませ
うから、民間機関あるいは大学、国立試験研究所等
の政府機関等の研究成果並びにその能力等を広く結
集していかねば総合的な成果は発揮できないこと
は当然でございまして、この機構におきまして
も、これらの機関との密接な連携を保ちつつ開発
を進めていく所存でございまして、

それから二番目は、業務の中に電力、風力、バ
イオマス及び廃棄物の利用等をどういうふうな位
置づけているのだというお話でございまして、新
機構は、海外炭の開発あるいは地熱資源開発のほ
か、石油代替エネルギーにかかわる技術開発を主
たる任務としております。この技術開発は、石油
代替エネルギーに関する技術で企業化の促進を図
ることが特に必要なものについてまず第一義的に
行うこととしておりますけれども、御指摘のよう

な電力、風力、バイオマス等につきましても、こ
れを取り上げて進めていく所存でございまして、

三番目は、海外炭の開発輸入における新機構の
役割はどうか。海外炭が石油にかわるエネル
ギーとして非常に重要な任務を持つことは申すま
でもございせん。でございまして、この機構
の主要な業務といたしまして、海外炭の開発輸入
を取り上げてございまして、機構では探鉱融資、開
発債務保証、開発可能性調査補助等を行うことに
よりまして、民間の開発活動を支援しまして、海
外炭の開発輸入を促進することといたしてござい
ます。

次に、石炭液化はどうかというのだというお
話でございまして、石炭液化も主要な業務
の一つでございまして、国内におきましてはサン
シャイン計画で取り上げております三つの様式の
技術開発を進めると同時に、外国との国際的な共
同プロジェクトの推進が必要でございまして、
SRCII等の技術開発を日米独等で共同してた
だいま進めているところでございまして、機構にお
きましては、これらのプロジェクトの中核的な、中
核的な推進体としてその機能を果たしてまいりた
いと考えてございまして、

発展途上国との協力をどうするのだというお
話でございまして、これも大変重要な点で
ございまして、発展途上国からは、わが国の石油代
替エネルギーの開発に大変関心と注目を浴びせて
おりまして、ぜひひとつ協力してもらいたいとい
う要望が大変多いでございまして、そういう要望にこ
たえまして、わが国におきまして、この開発の
中核体としてのこの機構が、そういう面で所要の
役割を果たしていきたいというふうに考えて
ございまして、

それから、ローカルエネルギーあるいはソフト
エネルギー等をどう考えておるのだということ
でございまして、ローカルエネルギーとい
うことは、ほぼソフトエネルギーと符合するわ
けでございまして、地熱とかあるいは太陽

熱、小水力あるいは風力あるいは廃棄物処理、バ
イオマス等がそれに該当すると思われまして、この
の開発利用に關しましては、政府は全体的にもち
ろんでございまして、この機構といたしま
してもこれを取り上げることにはいたしまして、当
面は地熱、太陽エネルギーの開発促進を中心にし
ておりますけれども、しかし、その他の問題に対
しましては、必要に応じて推進してまいりたいと
存じております。

最後に、石油輸入の目標を、下方修正が不可避
のようだけれども、政府はどうするのだという御
質問でございまして、石油輸入の目標の修正とい
う問題は、これは経済運営の基本にかかわるきわ
めて重要な問題でございまして、各国とも協議を
いたしつつ、慎重に対処してまいりたいと思いま
す。恐らく五月の末のIEAの閣僚理事会ではこ
ういう問題も出ようかと存じますけれども、慎
重に対処したいと考えてございまして。(拍手)

○議長(渡辺弘吉君) 森田景一君。

〔森田景一君登壇〕

○森田景一君 私は、公明党・国民会議を代表
し、ただいま趣旨説明が行われました石油代替エ
ネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案並
びに電源開発促進税法の一部を改正する法律案に
ついて、総理並びに関係大臣に質問をいたしま
す。

イラン革命に端を発した第二次石油危機は、慢
性的な石油価格の高騰と供給の不安定の両面か
ら、世界並びに日本の経済に暗い影を投げかけて
おります。

国民経済や国民生活に欠くことのできない石油
の需給安定が、OPECの動向、中東政治情勢に
左右されている現状から見ても、省エネル
ギーの推進とともに、代替エネルギーの開発、導
入を強力に推進して、輸入石油への依存度を低下
させることがわが国の重要な課題となっております。

昭和五十四年八月に政府が承しました総合エ
ネルギー調査会の報告「長期エネルギー需給暫定
見通し」によれば、昭和五十二年の実績に対
し、昭和六十年度は、輸入石油以外のエネルギー、
すなわち代替エネルギーを二・一倍に拡大して、
輸入石油への依存度を七四・五％から六二・九％
に落とすことになっております。さらに、六十五
年度は、代替エネルギーを三・三倍にして輸入石
油依存度を五〇％に、七十年度は、代替エネル
ギーを四・四倍に拡大して輸入石油への依存度を
四三・一％に落とすことになっております。

しかしながら、民間の有力な研究機関の指摘に
よりまして、この長期見通しは政府の願望をあら
わしているだけであって、実現の可能性はきわめ
て薄いと言われているのであります。

その理由の一つとして、たとえば石炭やLNG
について言えば、その供給源の手当てについては
一応達成できる可能性はあるが、わが国として、
それを受け入れる石炭火力発電所やLNG火力発
電所の建設が計画どおり進まないのではないかと
いうことが挙げられております。

そうした観点から、まず、石油代替エネルギー
開発及び導入の促進に関する法律案について質問
をいたします。

質問の第一は、ただいま申し上げた「長期エネ
ルギー需給暫定見通し」について政府はどう評価
されているのか、また目標達成に自信があるのか
どうかということでありまして、特に、本法案で
は、石油代替エネルギーの供給目標は閣議で決定
することになっておりますので、この点も考慮さ
れた上で、総理並びに通産大臣の明快な答弁をお
願いたします。

質問の第二は、今回新たに設置されようとして
いる新エネルギー総合開発機構についてでありま
す。

この新機構の創設に当たって、政府は、石炭鉱
業合理化事業団を吸収し、民間の活力を十分に活
用するために、理事長に民間人を起用し、機構を

昭和五十五年三月二十八日 衆議院會議録第十四号 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案外一案の趣旨説明に対する森田景一君の質疑

九七二

いまして、政府はこの暫定見直しというものをそういう意味で評価いたしておりますが、これを目標どおり実行する自信があるかと問われますと、そのような方向に向かって最善の努力をしなければならぬとは考えておりますけれども、完全にこれを実現する自信を持っておるかと思われるならば、自信があるとは言えないのでございまして、こういう目標を想定いたしまして、現実の政策の推進に充てようと考えておるわけでございまして、個々の政策をそういう方向にできるだけ集中配備していかうと努力いたしておりますことを御理解いただきたいと思ひます。

それから第二点につきましては、新機構の役割りいかん、その活力を生かす方法はどのように考えているかということでございます。

新エネルギー開発機構は、多額のエネルギー対策の金を賄わなければならぬものでございまして、民間からの技術、活力を吸収していかなくてはならぬものであることは、先ほども申し上げたとおりでございます。この民間の活力を導入するにつきましましては、森田さんも御指摘になりましたように、民間からの出向者に対して御定着いたただけるだけの環境をつくらねばいかぬと思ひます。また、研究意欲を阻害しないような環境の整備に政府としては十分温かい配慮をしていかなければならぬと考えております。

それから第三の問題として、特別会計制度について今後どう考えるかということでございます。

特別会計の新設はみだりにやるべきではないと心得ております。現に、最近特別会計は漸次これを廃止、縮減する方向をとっておりますことは、御案内のとおりでございます。

しかしながら、特定の行政目的を達するため、その政策に関する経理を一般会計と区分して行う必要がある場合が将来ないとは限らないと思っております。かかる場合におきましては、財政法の規定に従いまして、特別会計の制度の適切な運用を考えなければならぬ場合があるうかと

考えております。しかし、できるだけこれは限定的に考えていきたいと考えております。

それから、一般家庭用の電灯料金については電気料を廃止すべきでないかということでございます。

家庭用電気につきましては、従来から免税点制度を設けまして、消費水準の低い御家庭における電気の使用に對しましては、税負担を排除する制度をとってまいりました。また、電気料は所得課税の補完的な役割りを持つておるわけでございまして、一般市町村におきましては、非常に安定的な自主財源にも今日なつておるわけでございまして、したがって、こういう配慮を加えた制度であり、現に市町村財政の有力な歳入の柱になつておる以上、これを廃止するということは当面適当でないと考えております。

次に、電気料の免税点を越えた額のみを課税対象とすることはできないかという税制上の御意見でございます。

電気料は、御承知のように、電気の消費に拒絶力を見出しまして課税する消費税でございます。生活必需品部分についての控除としての基礎控除というような観念は、この税目にはなじまないものと考えておるわけでございまして、現行のように免税点制度によるものが私は適当であると考へておるわけで、これをいま変えようというつもりはございません。(拍手)

〔国務大臣佐々木義武君登壇〕

○国務大臣(佐々木義武君) 長期エネルギーの需給見通しの目標を達成する自信があるかというお問いでございますが、ただいま総理からお答えがございましたので、私から付加する要はなからうかと存じますけれども、たつて申し上げますと、この目標は、私もいたしましては、官民挙げて達成すべきだという一つの努力目標というふうに観念してございます。

石油の代替エネルギーの開発、導入を促進するために抜本的な対策を講じなければならぬことはもちろんでございますけれども、省エネルギーの問題あるいは石油の安定供給の確保の問題等、今後とも一層強力に推進いたしまして、総合的なエネルギー政策として何とかしてこの目標を達成したいものと念じております。

それから、新機構の創設によって民間の活力が果たして十分発揮できるかというお問いでございますけれども、これも総理からお答えをいただきました。

何と申しましても、石油代替エネルギーの開発のためには、多額の資金が必要であるばかりでなしに、非常にリードタイムの多い事業でございまして、長い期間、しかもリスクの大きい事業となるわけでございしますから、民間だけにこれを任せおくというわけにはまいらぬと存じます。さらばと申して実際にこれを効率的に進めようといったしますれば、どうしても民間の技術とか管理能力等、いわば民間の活力を必要とすることは当然でございします。そういう点を十分配慮して運営してまいりたいと存じます。

このために、まず機構に設置される運営委員会、これには民間の達識の士を採用したいと思つております。これを活用すること、あるいは民間の人材をこの機構の中に取り入れること、あるいは機構の開発プロジェクトがたくさんございしますので、そういうプロジェクトに民間の方々の積極的な参加をお願いするとうふうなことを考えてございします。

それからもう一つは、環境保全との関連をどう考へておるのだという問題でございますけれども、私も、私どももいたしましては、石油代替エネルギーを開発するのは急務でありますけれども、さらばと申して環境を損ねるということは許されませんので、そういう点も十分配慮して進めたいと思つております。

特に、この開発に關しましては、環境保全に關

する技術の開発を同時に積極的に進めてまいりまして、そして環境面に迷惑をかけないようにするとか、あるいは供給目標あるいは導入の指針等につきましても、現在の公害防止の技術の水準というものを十分考へまして、環境の保全に万全を期してまいりたいというふうに考へてございします。

それから、地熱の関係はどうかという問題でございますけれども、地熱は大変重要なエネルギー資源であることは申すまでもございしません。今後、これを開発するに当たりましては、国立、国定公園内においても開発を進めることが必要であると考へておるわけで、その際は環境保全にも十分留意しつつ、環境庁と事前に協議を進めまして、その上で万全を期して進めたいと考へております。(拍手)

〔国務大臣土屋義彦君登壇〕

○国務大臣(土屋義彦君) お答え申し上げます。

先ほど森田先生が御指摘になられましたとおり、石油にかわる代替エネルギーの利用拡大、国を挙げて強力に推進をいたしてまいらねばなりません。あわせて、えてして忘れがちな環境保全に對しては、十分な配慮がなされなければならぬと私は考へておる次第でございます。

したがって、通産省とも御相談を申し上げ、石油代替エネルギーの供給目標等を設定するに当たりまして、環境保全に留意する旨の規定が設けられた次第でございます。

また、今後、供給目標等が具体的に策定される段階におきまして、関係省庁とも十分協議し、環境保全に遺憾なきを期してまいりたいと存じます。

次に、地熱発電の開発に關する覚書の件でございますが、先ほど先生もお述べになりましたとおり、昭和四十七年の三月の「国立公園及び国定公園における地熱発電の開発に關する了解事項」におきまして、公園内の地熱発電は、当面六地点、大沼、松川、滝の上、鬼首、大岳、八丁原とし、公園内の景観及び風致維持上支障があると認めら

に役人上位、研究下位ともいふべきものであつて、期待する実績はおぼつかないばかりか、事実上の財源負担者である国民を裏切ることになるのは明らかであります。

以上の諸点についての御答弁をお願いいたします。

次に、電源開発促進税法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

石油代替エネルギー開発の重要性は、かねてよりわが党が政府・自民党に先駆け、強く主張してきたところであります。現下最大の国家的課題ともいふべき重要問題であります。しかるがゆえに、この問題への取り組みは、国家財政全体の中で、最優先順位としてしかるべき位置づけがなされなければならぬにもかかわらず、政府は、代替エネルギー対策に要する費用を、今回の電源開発促進税の増税をもつて充てようとしております。すなわち、電源多様化対策たる原子力開発、地熱開発、太陽エネルギー関係技術開発、水力開発など、重要なエネルギー開発の財源を電源開発促進税という目的税の収入のみをもつて充てんとする近視眼的政府の方針には断じて納得がいけないのみならず、これでは将来的展望がないと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

今回、電源多様化勘定の中で行おうとしている諸対策の中の約半分は、昭和五十四年度までは一般会計の中で行われていたものであり、それを一般会計支出から除外して、今回の電源開発促進税の増税分という限定された収入で賄おうとしているのであります。

わが党は、電源多様化対策という国家的課題の遂行に当たっては、石油税を初めとするエネルギー関係諸税の総合的かつ効率的運用を強く主張してきたのであります。ところが、政府は、一つの目的税に財源を限りました。

総理、あなたは、いかなる理由から、みずから自分の手足を縛るがごとく愚挙をあえてなさろうとしておられるのでしょうか。それでもなお電源開発

促進税に固執されるというのであれば、そのことが将来にわたっていかなる事態を招くかを考えておられるのか。開発の財源が不足するたびに、電源開発促進税の増税が不可避となってくるのではありませんか。政府はこれに對しいかなる考えをお持ちであるか、その見解を伺いたいのであります。

この増税案をもつて石油代替エネルギー対策を推進せんとする政府の姿勢に大きな疑問が残されたままであることにさらに加えて、現在の物価の動向を勘案するとき、この時期に当たってこのような増税案を提案するとは、物価上昇に拍車をかけるだけであり、政府の見識を疑わざるを得ないのであります。(拍手)

すなわち、今回の改正案では、電源開発促進税の税率をキロワット時につき、現行の八十五円から三百円へと、三倍強もの大幅引き上げを図るものであるわけです。

政府は、さらに東京電力など電力入社の平均値上げ幅を五〇・八三％、そのうち家庭用の電灯料金を四三・三％とする値上げ認可を正式に決定したばかりであります。この電力料金の値上げによる消費者物価に対する影響は、直接効果だけでも〇・七％の上昇になるわけでありまして。

この改正案による電源開発促進税の引き上げは、電力料金をさらに平均で一・四三％押し上げることになるが、これは消費者物価上昇の火の手にさらに油を注ぐものであると言わなければなりません。(拍手)

公共料金の軒並み上昇が、津波のごとく国民生活に襲いかかり、国民が政府への疑念と怒りにいまちふるえている最中、それに追い打ちをかけるかのような電源開発促進税の増税は、国民無視もはなはだしい暴挙と断ぜざるを得ないものであり、断固容認しがたいものであります。(拍手)

しかも、増税をしようというこの六月は、消費者物価の上昇が深刻化すると予想される時期に当たっているわけでありまして。時は春、桜の季節が

訪れようというのに、国民の上には依然として暗く冷たい冬のあらしが吹き荒れんとしているのが現状ではありませんまいか。

物価上昇、インフレは国民生活の敵であります。インフレは国民生活の敵であるとするならば、われら国政の場にある者は、物価の安定、インフレの抑制に全力を挙げて取り組むことこそ目下の急務ではないでしょうか。(拍手)

厳しい物価情勢のもと、いまこそインフレに對し全力で抑制の力をかけるべきとき、総理、あなたは、インフレへ向かつて暴走のアクセルを踏まんとしていると言ふべきであります。

膨大な赤字国債を抱え込み、政府はインフレを心ひそかに待望しているのではないかと、こうした国民の大きな疑念があることは間違いないで

ません。

インフレを恐れ、怒りに耐えている国民に對し、総理並びに関係大臣の真摯な御答弁を要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 第一の御質問は、石油依存度の引き下げ目標達成のために具体的にどういう対策で対応するかという御質問でございます。

まず第一は、申すまでもなく省エネルギーを一層推進していかなければならぬと考えております。と同時に、環境保全に十分留意しながら、原子力、石炭、LNG、水力、地熱等の石油代替エネルギーの開発、導入を積極的に進めてまいりたいと考えております。そのためには、予算の重点的な配分と同時に、新たなエネルギー機構の整備等に政府はいま重点を置いて、努力をいたしておるところでございます。

それから第二の原子力の開発利用のための対策でございます。

これは申すまでもなく、安全対策の一層の強化拡充が第一義的に大事であることはよく承知いたしておりますが、さらに強力な立地促進対策を実

施しなければならぬと思っております。と同時に、自主的また整合性のとれた核燃料サイクルの確立、それから高速増殖炉などの新型動力炉の開発利用など、一連の政策を積極的に推進していかなければならぬと考えております。

第三の問題は、スウェーデンにおきまして原子力発電についての国民投票が行われたが、日本において原子力発電に関するコンセンサスをどのように高めてまいるかという点についての御尋ねでございます。

スウェーデンにおきましても、先般国民投票によりまして、原子力発電の必要性が再認識されたとの報道に接しましたが、昨年六月の東京サミットの宣言にも見られますように、これは、原子力発電の推進は、主要先進国の共通の認識になっておるように私は認識をいたしております。しかし、わが国におきましても、原子力発電につきま

しての一層の国民の理解と支持を高めていかなければならぬと考えております。そのためには、安全性の確保に万全を期しながら、積極的な広報活動の展開を通じて一層の理解を求めてまいりたいと考えております。

それから最後に、インフレ抑制の問題についてのお尋ねでございます。

今日、私は、和田さんとやや見解を異にいたしますのは、わが国自体にはインフレ要因は乏しいと考えております。海外から押し寄せるインフレ要因に對しましてどのように国民の協力を得ながら乗り切つてまいるかということが、今日われわれの任務であると考えておるわけでございまして、そういう観点から、先般、一連の財政、金融、産業全般にわたりました物価総合対策を発表いたしました。これをいま着実に実行に移しておるわけでございまして。われわれといたしましては、これを通じてインフレの防遏に、外から来るインフレの波の防除に最善を尽くしてまいりたいと考えておるわけでございまして。関係大臣から開発財源の問題等につきまして

御答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣佐々木義武君登壇〕

○國務大臣(佐々木義武君) 私に對する御質問の第一は、新エネルギー総合開発機構の新設は行政改革の基本方針にもとめるのではないか、反してないかという御質問でございます。

新エネルギー、石油代替エネルギー対策の強力な推進は、申すまでもなしに国家的な課題でございます。まして、この新エネルギー総合開発機構は、まさにこの国民的なニーズにこたえるために設立しようとしているものでございます。他方、行政改革の要請にみましまして、この新設の裏には、石炭鉱業合理化事業団の解散、中小企業共済事業団と中小企業振興事業団の統合等を行いつつて、行政改革の要請にこたえて組織の改編を行つております。

次は、この機構の重要な役割りにかんがみて、業務実績のチェックなどをして、運営を適当にしていくのがいいのではないかとのお話で、全くそのとおりだと存じます。まず、通産大臣が監督責任を持つていただきますから、それでいいかと申しますと、それはまいますから、それで、私も申しましては、機構の内部においても、民間の有識者から成る、先ほども申しましたが、運営委員会というものをつくりまして、この運営委員会が業務実績の評価、チェック等を行つてみたいと考えてございます。

三番目は、民間の活力の活用の方策いかんという問題でございます。

これは、民間の技術力、管理能力等、民間の活力を生かすことが必要でありますことは申すまでもございせん。そのために、ただいま申しました運営委員会、これはほとんど民間の有識者で構成されますけれども、運営委員会の設置あるいは民間からの人材の登用、あるいは各プロジェクトに民間の皆さんに御参加いただくというふうなことで、十分民間の活力の活用が図られるものと考えてございます。(拍手)

〔國務大臣佐々木登壇〕

○國務大臣(佐々木登壇) お答えいたします。

代替エネルギー対策は一般財源でやれ、こういう

うお尋ねであります。

今後代替エネルギー対策を進めるに当たりましては、中長期的に巨額の資金を安定的に確保していくことが必要であります。しかし、現下の厳しい財政事情を考慮いたしますと、このような安定的に確保する資金というものをすべて一般財源で賄うというところは、これはとうてい困難なことではあります。そこで、代替エネルギーの開発、利用は、エネルギーの安定供給の確保を通じて、石油の消費者や一般電気事業者、これはひいては電気の消費者になるわけでありまして、に受益関係を生ずるものでありますことから、石油税と電源開発促進税に財源を求めることとした次第であります。

また、これらの税は、特定財源として、あるいは特別会計に直接繰り入れる目的税として対策に充当される仕組みとなっておりますので、中長期にわたり安定的に代替エネルギー対策を推進する上では適切な仕組みであるというふうに考えております。

なお、石油代替エネルギーの開発に関する施策であります。基礎的研究段階、こういうものにつきましましては、引き続き一般会計において一般財源により措置しておるところでございます。

次に、電気料金は電気料金の再引き上げと同じことではないか、けしからぬ、やめる、こういうこととでございます。

これにつきましては、石油代替エネルギーの開発利用という観点に立つて、電源の多様化を促進することとしたんですが、これらの施策につきましましては、まず、今後、中長期的な膨大な財源が必要であると思われまして、先ほども申し上げましたように厳しい財政事情で、一般財源ですべて措置するとうわけにはとうていまいりません。そこで、一般電気事業者、電気の消費者の方に受益関係があるところから、これらの対策に要する財源は電源開発促進税の引き上げによって措置することとする必要があると考えたものであります。重ねて御理解をお願いいたしたいところであります。(拍手)

なお、電気促進税の税率引き上げの電灯料金に及ぼす影響は現行電灯料金の一・一％で、月にいたしますと四十円程度でございますので、これは物価、家計に与える影響というものは、代替エネルギー対策の重要性というものを考えますならば、この程度の影響はやむを得ないと、これまた御理解をいただけることを心から期待をいたしておるところでございます。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) これにて質疑は終了いたしました。

午後一時四十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 大平 正芳君
大蔵大臣 竹下 登君
通商産業大臣 佐々木義武君
國務大臣 後藤藤正晴君
國務大臣 土屋 義彦君
大蔵大臣官房審議官 福田 幸弘君
通商産業大臣官房審議官 尾島 巖君

出席政府委員

大蔵大臣官房審議官 福田 幸弘君
通商産業大臣官房審議官 尾島 巖君

○朗読を省略した議長報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

麻生 太郎君 補欠 小沢 辰男君
小沢 辰男君 補欠 麻生 太郎君
地方行政委員 補欠
齋藤 実君 長谷雄幸久君
河村 勝君 横手 文雄君

長谷雄幸久君
横手 文雄君
齋藤 実君

法務委員 補欠
長谷雄幸久君
齋藤 実君
社会労働委員 補欠
小沢 辰男君
岸田 日君
前川 文武君
大原 亨君
小川 国彦君
中林 佳子君
竹内 猛君
林 百郎君
河村 勝君
横手 文雄君

農林水産委員 補欠
小川 国彦君
中林 佳子君
竹内 猛君
林 百郎君
河村 勝君
横手 文雄君

商工委員 補欠
河村 勝君
横手 文雄君

予算委員 補欠
大原 亨君
前川 文武君
高橋 高望君
岡田 正勝君

決算委員 補欠
上田 哲君
春田 重昭君
小川 国彦君
鳥居 一雄君
春田 重昭君

議院運営委員 補欠
小里 貞利君
竹内 猛君
上田 哲君
中林 佳子君
渡辺 武三君
小里 貞利君
竹内 猛君

中林 佳子君 中路 雅弘君
渡辺 武三君 高橋 高望君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
交通安全対策特別委員

辞任 補欠

榎 兼次郎君 後藤 茂君

(議案提出)
一、昨二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

住宅保障法案(中村茂君外五名提出)

(議案受領)

一、昨二十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
所得税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十名提出、衆法第二二六号)

住宅基本法案(伏木和雄君外二名提出、衆法第二二七号)

一、昨二十七日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
所得税法の一部を改正する法律案(福岡知之君提出、参法第四号(予))

租税特別措置法の一部を改正する法律案(竹田四郎君提出、参法第五号(予))

法人税法の一部を改正する法律案(和田静夫君提出、参法第六号(予))

以上三件 大蔵委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十七日、第九十回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。
オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案

一、昨二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
刑法の一部を改正する法律案
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十名提出)

住宅基本法案(伏木和雄君外二名提出)

犯罪被害者等給付金支給法案

右
国会に提出する。

昭和五十五年二月八日
内閣総理大臣 大平 正芳

犯罪被害者等給付金支給法

(趣旨)

第一条 この法律は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重障害を受けた者に対し、国が犯罪被害者等給付金を支給することについて規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪被害」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たるとして行われた行為(刑法第四十年法律第四十五号第三十七條第一項本文、第三十九條第一項、第四十條又は第四十一條の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五條又は第三十六條第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は重障害をいう。
2 この法律において「重障害」とは、負傷又は疾病が治つたとき(その症状が固定したときを含む。

む。)における身体上の障害で政令で定める程度のものをいう。

3 この法律において「犯罪被害者等給付金」とは、第四条に規定する遺族給付金又は障害給付金をいう。

(犯罪被害者等給付金の支給)

第三条 国は、犯罪被害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、この法律の定めるところにより、被害者又は遺族(これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。)に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

(犯罪被害者等給付金の種類等)

第四条 犯罪被害者等給付金は、一時金とし、その種類は、次のとおりとする。

一 遺族給付金

二 障害給付金

2 遺族給付金は、犯罪被害者が死亡である場合に、第一順位遺族(次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。)に対して支給する。

3 障害給付金は、犯罪被害者が重障害である場合に、当該被害者に対して支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第五条 遺族給付金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 被害者の収入によつて生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によつて生計を維持していたときにあつては同項第二号の子とし、その他のときにあつては同項第三号の子とみなす。

3 遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 被害者を故意に死亡させ、又は被害者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族給付金の支給を受けることができる遺族とならない。遺族給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合)

第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

一 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

二 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は第九条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(他の法令による給付等との関係)

第七条 犯罪被害を原因として被害者又は遺族に対し、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他の法令による給付等で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付等に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、犯罪被害者等給付金を支給しない。

(損害賠償との関係)

第八条 犯罪被害を原因として被害者又は遺族が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、犯罪被害者等給付金を支給しない。

2 国は、犯罪被害者等給付金を支給したとき

は、その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する。

(犯罪被害者等給付金の額)

第九条 犯罪被害者等給付金の額は、政令で定めるところにより算定する給付基礎額に、遺族給付金にあつては遺族の生計維持の状況を勘案し、障害給付金にあつては障害の程度を基準として政令で定める倍数を乗じて得た額（遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、その人数で除して得た額）とする。

(裁定の申請)

第十条 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者の住所を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請し、その裁定を受けなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知つた日から二年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から七年を経過したときは、することができない。

(裁定等)

第十一条 前条第一項の申請があつた場合には、公安委員会は、速やかに、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定（支給する旨の裁定にあつては、その額の定めを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2 犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定があつたときは、当該申請をした者は、当該額の犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利を取得する。

(仮給付金の支給等)

第十二条 公安委員会は、第十条第一項の申請があつた場合において、犯罪行為の加害者を知ることができず、又は被害者の障害の程度が明らかでない等当該犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに前条第一項の裁定をすることができない事情があるときは、当該申請をした者（次条第一項及び第三項において「申請者」という。）に対し、政令で定める額の範囲内において、仮給付金を支給する旨の決定をすることができ

る。

2 国は、前項の決定があつたときは、仮給付金を支給する。

(仮給付金の額)

3 仮給付金の支給を受けた者について犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定があつたときは、国は、仮給付金の額の限度において犯罪被害者等給付金を支給する責めを免れる。この場合において、当該裁定で定める額が仮給付金の額に満たないときは、その者は、その差額を返還しなければならない。

(仮給付金の支給を受けた者について犯罪被害者等給付金を支給しない旨の裁定があつたときは、その者は、仮給付金に相当する金額を返還しなければならない。)

第十三条 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対し、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

(裁定のための調査等)

2 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(不正利得の徴収)

第十五条 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等給付金（仮給付金を含む。以下この項、第十九条及び第二十条において同じ。）の支給を受けた者があるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第十四条 第十条から前条までに定めるものは、裁定の手続その他裁定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(不正利得の徴収)

第十五条 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等給付金（仮給付金を含む。以下この項、第十九条及び第二十条において同じ。）の支給を受けた者があるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

(時効)

第十六条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、二年間行わないときは、時効により消滅する。

(犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利の保護)

第十七条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第十九条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、公安委員会又は犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者に対し、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(国家公安委員会の指揮監督)

第二十条 国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金に関する事務について公安委員会を指揮監督する。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十一条 第十一条第一項の裁定の取消しを求める訴えは、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(経過措置)

第二十二条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

ほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行し、この法律の施行後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害について適用する。

(警察法の一部改正)

2 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

(第五十五条第四項とし、第二項の次に一項を加える。)

3 前項に規定するもののほか、国家公安委員会は、法律（法律に基づく命令を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事務をつかさどる。

(第十二条の次に次の一条を加える。)

第十二条の二 国家公安委員会に、犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第...）の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。

(専門委員の任命、任期その他専門委員に關し必要な事項は、政令で定める。)

2 専門委員の任命、任期その他専門委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(第十七条中「つかさどる」を「つかさどり、及び同条第三項の事務について国家公安委員会を補佐する」に改める。)

2 第十七条中「つかさどる」を「つかさどり、及び同条第三項の事務について国家公安委員会を補佐する」に改める。

(第二十二條中「左に」を「次に」に改め、同條に次の一を加える。)

四 犯罪被害者等給付金に関すること。
第三十七條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の一を加える。
九 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に要する経費
第三十八條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 第五條第三項の規定は、都道府県公安委員会の事務について準用する。
第四十六條第二項中「及び第五項」を「及び第

昭和五十五年三月二十八日 衆議院會議録第十四号 犯罪被害者等給付金支給法案及び同報告書

六項に、「第三十八条第五項を」第三十八条第六項に改める。
第四十七条第二項中「つかさどる」を「つかさどり、並びに第三十八条第四項において準用する第五條第三項の事務について都道府県公安委員会を補佐する」に改める。

理由

人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重障害を受けた者に對し、国が犯罪被害者等給付金を支給するため、犯罪被害者等給付金の支給要件、犯罪被害者等給付金の額、都道府県公安委員会の裁定等犯罪被害者等給付金の支給に關し所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

犯罪被害者等給付金支給法案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重障害を受けた者に對し、国が犯罪被害者等給付金を支給するため、犯罪被害者等給付金の支給要件、犯罪被害者等給付金の額、都道府県公安委員会の裁定等犯罪被害者等給付金の支給に關し、所要の事項を定めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

- (一) 人の生命又は身体を害する罪に當たる故意の行為による死亡又は重障害を受けた者があるときは、国は、被害者又は遺族に對して、犯罪被害者等給付金を支給すること。
- (二) 犯罪被害者等給付金は、一時金とし、その種類は、遺族給付金及び障害給付金とする。ともに、遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位について規定すること。
- (三) 被害者と加害者との間に親族關係がある場合、犯罪被害の発生につき被害者にも責めに歸すべき行為があつた場合等は、国家公安委員会規則で定めるところにより、犯罪被害者

等給付金の全部又は一部を支給しないことができること。

また、労働者災害補償保險法その他の法令による公的給付等を受けるべき場合及び損害賠償を受けている場合に、犯罪被害者等給付金を支給しないこととなる限度について規定すること。国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、その支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得すること。

犯罪被害者等給付金の額は、政令で定めるところにより算定する給付基礎額に、遺族給付金にあつては遺族の生計維持の状況を勘案し、障害給付金にあつては障害の程度を基準として、それぞれ政令で定める倍数を乗じて得た額とすること。

犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利の裁定は、申請に基づき都道府県公安委員会が行うものとし、また、犯罪被害に係る事實關係に關し、速やかに裁定を行うことができない事情がある場合に、政令で定める額の範囲内において仮給付金を支給することができると規定すること。

その他犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利の保護に關する規定、不服申立てと訴訟との關係についての規定等所要の規定を整備すること。

この法律は、昭和五十六年一月一日から施行し、施行後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害について適用すること。

二 議案の可決理由

犯罪被害者等の実態等にかんがみ、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重障害を受けた者に對し、国が犯罪被害者等給付金を支給しようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。なお、本案に對し、日本共産党・革新共同から、法案の題名を犯罪被害補償法に改め、犯罪被害の範囲を拡大しようとする等の修正案が提出されたが、否決された。

この修正案については、国会法第五十七條の三の規定に基づき、内閣を代表して後藤田國務大臣から「修正案については、政府として賛成いたしかねる」旨の意見が述べられた。また、別紙のとおり、附帯決議を付することにした。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和五十五年度警察庁所管一般会計予算中、犯罪被害給付に必要な経費として、一億九千七百三十九万二千円が計上されている。

昭和五十五年三月二十七日

地方行政委員長 堀谷 一夫

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

(別紙)

犯罪被害者等給付金支給法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に留意すべきである。

一 犯罪被害者等給付金の給付水準については、被害者等の実情に即し、また他の諸制度との均衡、物価水準の変動等をも參照し、所要の改善が図られるよう配慮すること。

二 給付金の裁定に当たつては、被害者等の捜査協力の有無等刑事手続上における事由によつて影響を受けることのないように配慮すること。

三 公安委員会の裁定のための調査に当たつては、公正を保つよう配慮するとともに、国家公安委員会に置く専門委員の構成については、刑事学、社会学、犯罪捜査実務等の専門家を加えるなど公正な調査審議が行われるよう配慮すること。

四 被害者の帰責事由、申請手続等政令及び国家公安委員会規則で定めるところとなつてゐる事項については、被害者等の救済の趣旨が全うされるよう十分に留意すること。

五 本法施行前に犯罪被害を受けた者及びその遺族の救済については、別途、被害者の扶養に係る児童・生徒に対する奨学金制度の実現などにつき検討すること。

六 被害対象等についての国会論議をふまえ、本法施行後の運用実態を分析・研究し、その検討に資すること。

右決議する。